給水装置工事に係る取扱指針

内容現在 令和6年4月1日

加除(さしかえ)表 追録第24号

		川/小	(さしかん)衣		坦娜弗 2 4 万
手順 種別	ぬきとるページ	枚数	追録から加える ペー・ジ	枚数	加えるところ
総目次	目1から目2まで	1	目1から目2まで	1	追録加除整理一覧表の次
第1部	目3から目4まで	1	目3から目4まで	1	目2の次
	P1からP2まで	1	P1からP2まで	1	目4の次
	P22-2 からP22-3 まで	1	P22-2 からP22-3 まで	1	P 2 2 — 1 の次
第2部	目 3	1	目 3	1	目2の次
	P 5 9 から P 59-1 まで	1	P 5 9 から P 59- 1 まで	1	P 5 8 の次
	P61からP62まで	1	P61からP62まで	1	中表紙の次
			中表紙からP87まで	2	P85の次
第3部	P1からP8まで	4	P1からP8まで	4	目1の次
第4部	P1からP6-8まで	8	P1からP6-8まで	8	目1の次

これで加除(さしかえ)が終わりましたので、「追録加除整理一覧表」に追録号数 等を記入してください。

総目次

男「部 稲水装直工事に除る基本事項	
1. 目的	
2. 給水装置の概要	
3. 給水方式	
4. 計画使用水量	······································
5. 給水装置工事の施工	2
6. 製図	5
7. 給水装置工事設計審査	6
8. 給水装置工事検査	6
第2部 給水装置工事手続等の取扱い	
1. 手続等業務のフロー	
2. 申請の手続	
3. 手数料の取扱い	1
4. 給水装置工事しゅん工図書等の閲覧の取扱い	2
5. 開発行為等(宅地造成)に伴う給水装置工事の取扱い	2
6. 中層建築物直結給水の取扱い	3
7. 受水槽式給水の共同住宅等の特例検針の取扱い	4
8. 私設消火栓等の取扱い	5
9. 貯水槽水道の取扱い	6
10. 中高層建築物の直結増圧給水の取扱い	6
11. 非常用貯水槽の取扱い	8
第3部 給水装置工事材料の取扱い	
1. 給水装置の構造および材質	
2. 給水装置工事材料の性能基準の区分	
3. 給水装置工事材料の性能基準適合品の証明方法	
4. 給水装置工事材料の性能基準適合品の認証および確認方法	

5. 給水装置工事材料の性能基準適合品の表示	5
6. 給水管および給水用具の指定(配水管等の取付口から水道メーターまで)	9
第4部 函館市企業局指定給水装置工事事業者に関する事務取扱い	
1. 総則	1
2. 指定給水装置工事事業者の指定等	1
3. 給水装置工事主任技術者	4
4. 指定給水装置工事事業者の義務	4
5. 指定給水装置工事事業者の違反行為に係る事務処理	6
6. 水道法施行規則に定める様式(抜粋)	7
第5部 申請書等の様式	
1. 給水装置工事設計審査申請関係	····· 1
2. メーターの受渡し関係	····· 7
3. 給水装置工事検査申請関係	1 5
4. 立会検査の申請関係	2 1
5. 修繕報告書関係	2 3
6. 給水条例施行規程様式(抜粋)	2 7

第 1 部

1. 目的

この取扱いは、函館市における給水装置工事の適正を図るため、地域の特性を勘案し、工事に必要な事項を定める。

- 1. 給水装置工事は、水道法、函館市水道事業給水条例および同施行規程ならびに関係法令に基づき計画、設計、施工するものとする。
- 2. 給水装置の構造および材質は、寒冷地の給水装置として、適正な能力と機能を有するものとする。
- 3. この取扱いに特に記載していない給水装置の設計施工技術に関する資料は、 財団法人給水工事技術振興財団発行、厚生省監修の「給水装置工事の手引き」 など給水装置工事関係文献によるものとする。
- 4. その他,この取扱いに記載されていない事項については、水道事業の管理者 (以下「管理者」という。)の定めるところによる。

2. 給水装置の概要

- (1) 用語の定義
 - ① 給水装置

給水装置とは、需要者に水を供給するために管理者の施設した配水管から分岐して設けられた給水管およびこれに直結する給水用具をいう。

- ② 給水装置工事
 - ア 給水装置工事とは、給水装置の設置または変更の工事をいう。
 - イ 給水装置の設置とは、新設工事をいう。変更とは、改造、撤去および修繕 工事をいう。
 - ウ 工事とは、あらかじめ行う調査から、計画の立案、工事の施工、しゅん工 検査までの一連の過程の一部または全部をいう。
- ③ 給水装置の種類
 - ア 専用給水装置 一世帯,一事業所または一箇所で使用するもの
 - イ 私設消火栓 消防用に使用するもの
- ④ 配水管
 - ア 配水管とは、管理者が布設し管理する水道施設をいう。
 - (7) 配水本管 口径300mm~800mm(布設箇所:公道)
 - (イ) 配水管 口径250m~75mm(布設箇所:公道および私道)
 - (ウ) 配水支管 口径50㎜(布設箇所:公道および私道)
 - (エ) 配水小管 口径40mm~100mm(布設箇所: 私道および私有地)

イ 給水装置を設置するために分岐することができる配水管の口径は, 250 mm以下とする。ただし、管理者が認めた場合は、口径300, 350 mmの配水管から分岐することができる。

⑤ 閉栓

閉栓とは、保護ボックス等のボックス類が設置されている状態で、水道メーター(以下「メーター」という。)を取外し、プラグ止めすることをいう。 ただし、東部営業所(以下「営業所」という。)管内においては、ボックス設置が終了するまでの間、掘削してメーターを取外すことをいう。

⑥ 開栓

開栓とは、閉栓されて使用中止の状態でボックス類があり、メーター以降が使用可能な既設給水装置に、メーターを取付けることをいう。ただし、営業所管内においては、ボックス設置が終了するまでの間、掘削してメーターを取付けることをいう。

(2) 給水装置工事の種類

① 新設工事

ア メーター設置の有無に係わらず,新たに給水装置を設置する工事 イ 既設の給水装置を撤去し,分岐から全て新たに給水装置を設置する工事

- ② 改造工事
 - ア 既設給水装置の管種変更、増設等により原形を変更する工事
 - イ メーター等の位置を変更する工事
 - ウ メーターおよび保護ボックス等のボックス類が設置されていない給水装置 に、メーターを設置する工事
 - エ 受水槽式給水の建築物で,既に特例検針を行っている共同住宅等を直結式 給水に変更する工事
- ③ 撤去工事

給水装置を配水管または他の給水装置の分岐部から取外す工事

- ④ 修繕工事
 - ア 給水管,給水用具等の破損箇所を修理するもので,国土交通省令で定める 軽微な変更を除く工事
 - (ア) 国土交通省令で定める軽微な変更とは、単独給水栓の取替えおよび補修ならびにこま、パッキン等の末端に設置される給水用具の部品の取替え (配管を伴わないものに限る。)とする
 - (イ) 単独給水栓とは、湯水を混合して吐水する機能を有しない手動により作動する給水栓とする。電気等で作動する自動水栓は含まない
 - (ウ) 単独給水栓の取替えとは、単独水栓から単独水栓への取替えとするが、 同型には限定しない

③ 消防用設備

消防法および同法施行令ならびに同法施行規則に規定する消火設備の設置は、受水槽式給水とすること。ただし、同法令に基づく小規模社会福祉施設に対して設置する水道連結型スプリンクラー設備については、給水装置工事の取扱いにより直結式給水とすることができる。

なお,私設防火水槽および地上式消火栓については,私設消火栓等の取扱いの基準により設置すること。

- ④ 冷凍機・冷房機 断水による損害が生じやすいため、受水槽式給水とすること。
- ⑤ 洗米機・ボイラー等 飲用に供されない器具は,受水槽式給水とすること。
- ⑥ 水道直結即湯システム 循環給湯方式であるため、使用圧力について事前に管理者と協議を行うもの とし、施工方法および性能基準適合証明等を確認すること。なお、水道メータ 一以降の維持管理が容易な箇所に逆流防止性能を有する給水用具を設置し、管 理上の責任に関する確認書を提出すること。

⑦ 太陽熱温水器

太陽熱温水器の種類	設 置 上 の 取 扱 い				
①間接加熱式	1 集熱器, 貯湯タンクは, 各々が給水装置用材料に該当				
(強制循環式)	するため、性能基準適合品を使用する。				
②直接加熱式	③直接加熱式(強制循環式)の循環装置は集熱器また				
(自然流下式)	は貯湯タンクとセットで指定している。				
③直接加熱式	2 貯湯湯沸器と同様に減圧弁,逆止弁,安全弁を設置す				
(強制循環式)	る。				
	1 この方式は、受水タンク以下装置によって給水する方				
④汲 置 式	式であることから、温水器としては給水装置用材料に指				
	定していない。(受水タンク内のボールタップまで給水				
⑤自然循環式	装置の適用)				
自然循環式の場合、受水タンクと貯湯タンクが同一で					
⑥受水タンク式	ることからボールタップのフロートの材質はこれに適し				
(強制循環式)	たものとする。				
	2 この温水器の給湯と直結水との器具による混合は認め				
	ない。				

⑧ 直結増圧装置

直結増圧装置は日本水道協会認証品または同等以上の性能を有するものとし、 設置にあたっては「中高層建築物の直結増圧給水の取扱い」による。

⑨ 非常用貯水槽

水道の給水管に直結し有圧のまま給水できる非常用貯水槽は、給水装置に該当するため、構造および材質の法的基準に適合すること。なお、運用については、「非常用貯水槽の取扱い」による。

⑩ その他の器具等

給水装置に使用するものは、性能基準適合が証明されたものでなければならない。

	(7) 既存建物の直結増圧方式への変更	7 0
	(8) 直結増圧給水完成試験	7 0
	(8)-1 試験の範囲	7 0
	(8)-2 試験の時期	7 1
	(8) - 3 水圧試験方法	7 1
	(8)-4 直結増圧装置試運転	7 1
	(9) 直結増圧装置の維持管理	7 2
	(9)-1 設置条件承諾書の提出	7 2
	(9)-2 維持管理	7 2
	参考資料	
	· 直結増圧給水事前協議申請書	7 3
	· 直結増圧給水事前協議回答書	7 4
	· 直結增圧装置設置条件承諾書	7 5
	・ 直結増圧ユニット構成例	7 7
	直結増圧給水概念図	7 8
	直結増圧給水検査表	7 9
	・ 増圧装置定期点検チェックシート(例)	8 0
	・ 減圧式逆流防止器点検シート (例)	8 1
	・ 直結増圧方式の計算	8 2
	・ 水理計算書(例)	8 3
1 1	1. 非常用貯水槽の取扱い	8 6

【取扱二十四】

(9) 封かん等

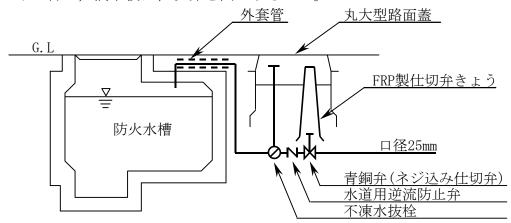
私設消火栓の封かんおよび調査は、次のとおりとする。

- ① 管理者は、隔月または必要の都度、封かんを調査する。
- ② 管理者は、使用者からの届出等がなく開封されているときは、関係者から事情を聴取し、函館市水道事業給水条例に基づき処理する。
- ③ 封かんは、管理者が行う。

(10) 防火水槽への給水

防火水槽および消防設備用水槽への給水は、次のとおりとする。

- ① 水槽への流入管は、原則として落とし込みとすること。
- ② 流入管には仕切弁,逆流防止弁,水抜栓を設置すること。
- ③ 水槽への給水は、仕切弁で操作し、配水管の流速に影響を与えないよう時間をかけて行い、満水後は仕切弁を閉止すること。



(11) 水道連結型スプリンクラー設備の設置

厚生労働省健康局水道課長による「消防法施行令及び消防法施行規則の改正に伴う特定施設水道連結型スプリンクラー設備の運用について」に基づき、特定施設水道連結型スプリンクラー設備のうち、水道法第3条第9項に規定する給水装置に直結する範囲(以下、「水道直結式スプリンクラー設備」という。)について下記のとおり定め取扱うものとする。

① 対象施設

火災発生時に自力で避難することが著しく困難な者が入所する,消防法施行令に掲げる防火対象物で,総務省令で定める部分の面積を除いた面積が延べ面積1,000㎡未満の小規模社会福祉施設。(特別養護老人ホーム,介護老人保健施設等)

② 計画使用水量

水道直結式スプリンクラー設備の設計にあたっては、提供水圧の範囲内で正常な作動に必要な水量・水圧が得られるものであること。

なお、必要な水量・水圧が得られない場合は受水槽式給水とすること。

ア 設計水圧

水道直結式スプリンクラー設備については、その他の給水装置と同じであることから、設計水圧は $0.2\,\mathrm{MPa}$ ($2\,\mathrm{kgf/cm}^2$) とし、それ以下の地域にあっては現状の最小動水圧とする。ただし、配水管最小動水圧が $0.3\,\mathrm{MPa}$ ($3\,\mathrm{kgf/cm}^2$) 以上確保可能地域については $0.25\,\mathrm{MPa}$ ($2.5\,\mathrm{kgf/cm}^2$) とすることができる。

イ 計画放水量・必要放水圧

スプリンクラーヘッド各栓の放水量は150 /分(火災予防上支障のある場合にあると認められる場合にあっては300 /分)以上が必要であり、また、最大4個が同時に開放されることがあるため、その際は、合計の放水量は600 (1200) /分以上を確保する必要があること。

なお、作動に必要な放水圧については、150 /分以上の場合は0.02 MPa $(0.2 \, \text{kgf/cm}^2)$ 以上、300 /分以上の場合は $0.05 \, \text{MPa}$ ($0.5 \, \text{kgf/cm}^2$) 以上必要とされているため注意すること。

ウ 損失水頭計算書の提出

水道直結式スプリンクラー設備が設置される建物の水理計算については、 他の給水用具を閉栓した状態での使用を想定できることから、平常時および 火災時のものを別々に計算することができる。

なお,放水量および放水圧については,消防設備士の責任のもと決定し, 指定事業者を介して計算書を提出すること。

③ 工事材料

水道法で定めている給水装置の構造および材質の基準に適合するものを使用 すること。

なお、受水槽式給水の場合は水道法の適用外となり、建築基準法等の適用となることから、審査・検査の対象外となる。

④ 水道メーター

平常時および火災時にかかわらず,必要な水量・水圧が確保できる適正口径 のメーターを設置すること。

⑤ 凍結防止方法等

水道直結式スプリンクラー設備の設置については、維持管理上のことを考慮 し、寒冷地であるため防寒措置を講じること。また、結露のおそれがある場合 には、防露措置を講じること。

ア湿式

平常時に使用する給水管に接続し、常時配管内に充水されている方式である。 なお、末端に水栓を設置するなど停滞水が生じない構造とし、特別な場合 以外は水抜きをしないこと。

9. 貯水槽水道の取扱い

(1) 目的

貯水槽水道については、管理の不徹底に起因して、しばしば衛生上の問題が発生し、水質面での不安を感じる利用者が多いことから、水の供給者である管理者が、供給規程に基づき、貯水槽水道の設置者に適正な管理を行わせるため、次の取扱いを定める。

(2) 用語の定義

この取扱いにおいて、用語の定義は次のとおりとする。

- ① 「貯水槽水道」とは、水道法第14条第2項第5号に規定する水道事業の用に供する水道及び専用水道以外の水道であって、水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水源とするものをいう。(簡易専用水道を含め、水槽の規模によらない建物内水道の総称として定義)
- ② 「簡易専用水道」とは、水道法第3条第7項に規定するものとし、水道事業の用に供する水道から水の供給を受けるために設けられる水槽の有効容量の合計が10㎡を超えるものをいう。
- ③ 「小規模貯水槽水道」とは、水道法第14条第2項第5号に規定するものとし、水道事業の用に供する水道から水の供給を受けるために設けられる水槽の有効容量の合計が10㎡以下のものをいう。
- ④ 「供給規程」とは、管理者と水道の需要者との給水契約の内容を示すものであり、函館市水道事業給水条例をいう。

(3) 貯水槽水道の責任に関する事項

- ① 管理者が行うこと
 - ア 貯水槽水道の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言および勧告を行うことができるものとする。
 - イ 貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理に関する情報提供を行うも のとする。
- ② 設置者が行うこと
 - ア 簡易専用水道の設置者は、法第34条の2の規定に基づき、当該簡易専用 水道を管理し、およびその管理の状況に関する検査を受けなければならない。
 - イ 小規模貯水槽水道の設置者は、簡易専用水道に準じて、当該貯水槽水道を 管理し、およびその管理の状況に関する検査を行うよう努めなければならな い。

- (4) 管理者による指導, 助言, 勧告
- ① 指導

貯水槽水道の管理について、貯水槽の清掃をした方が良いと判断した場合等、 設置者に対して定期的な清掃等を伝え、管理の充実について理解を得ようとす ること。

② 助言

指導にも拘わらず、貯水槽水道の設置者が充分な管理を行っていない場合、 このまま放置することにより問題となる事項等を説明し、再度管理の充実について理解を得ようとすること。

③ 勧告

再三の指導,助言にも拘わらず改善が行われない場合の,水道事業者として の最終的な対応で,この場合,保健所からも指示,命令等が行われる可能性が あることを伝える。

[参考] 函館市保健所の指導等

「函館市簡易専用水道取扱指針」,「函館市簡易専用水道の管理に関する 事務処理要領」および「函館市飲用井戸等衛生対策要領」による。

- (5) 管理者による利用者への情報提供
 - ① 貯水槽水道を経由する水道水の仕組みや構造等
 - ② 利用者からの依頼に基づき、簡易水質チェック(色、濁り、臭い、味、残留 塩素) および貯水槽施設への立ち入りした場合の状況等
 - ③ 検査機関の紹介
 - ④ 情報提供の方法(函館市公式ホームページ、企業局だより等)
- (6) 簡易専用水道の設置者による貯水槽水道の管理および検査 法第34条の2で定める規定に従い行うこと。
- (7) 小規模貯水槽水道の設置者による貯水槽水道の管理および自主検査 貯水槽水道の管理およびその管理の状況に関する検査は、次によるものとする。
 - ① 次に掲げる管理基準に従い、管理すること。
 - ア 水槽の掃除を毎年1回以上定期に行うこと。
 - イ 水槽の点検等有害物,汚水等によって水が汚染されるのを防止するために 必要な措置を講ずること。
 - ウ 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に 異常を認めたときは、水質基準に関する環境省令の表の上欄に掲げる事項の うち必要なものについて検査を行うこと。
 - エ 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに 給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知 させる措置を講ずること。

11. 非常用貯水槽の取扱い

11. 非常用貯水槽の取扱い

(1) 目的

防災意識の高まりを背景に、水道利用者が自ら事故・災害時の飲用水を確保する 目的で、集合住宅等の敷地内の地中に設置され、水道の給水管に直結し有圧のまま 給水できる「非常用貯水槽」のニーズが今後想定されることから、次の取扱いを定 める。

- (2) 水道の給水管に直結する非常用貯水槽の水道法上の取扱いについて 水道の給水管に直接接続し有圧のまま給水できる構造である非常用貯水槽(以下 「当該装置」という。)は、その容量によらず、水道法第3条第9項の給水装置 (給水用具)であり、その構造および材質については、水道法施行令第6条の基 準(以下 「構造材質基準」という。)に適合することが求められる。
- (3) 設計にあたっての配慮事項 当該装置の設置に係る給水装置工事の設計にあたっては、構造材質基準によるほか、以下の事項に配慮すること。
 - ① 当該装置の大きさが使用水量に比し著しく過大でないものであること。また, 非常時の必要水量および当該装置の容量の算出根拠が示されていること。
 - ② 逆流防止措置(逆止弁等)を講じていること。
 - ③ 平常時および非常時において、使用者等が当該装置に貯留される水の水質を確認することができる構造であること。
 - ④ 当該装置の設置により水道施設への影響が懸念される等、必要と認められる場合には、当該装置の運用・その他維持管理上必要な措置を講じること。(ドレンバルブ、点検口、空気弁、バイパス管、緊急遮断弁および給水栓の設置、凍結防止措置等)

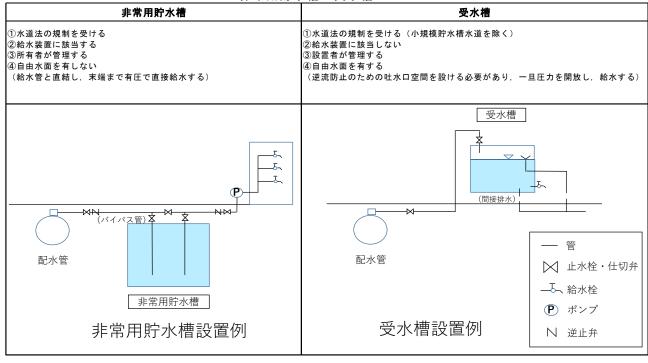
(4) その他の留意事項

- ① 当該装置は、非常時に飲用水を貯留する目的で水道利用者により設置されるものであり、平常時においてその使用状況により給水する水の水質の変化が予想される場合においても、その使用による社会的便益を考慮し、当該装置を通じて給水される水の水質の変化については、水道事業者の責任は免除され得ると考えられること。
- ② 災害その他正当な理由によって、一時的な断水や水圧低下等により当該装置の性能が十分発揮されない状況が生じても、水道事業者に責任がないものであること。
- ③ 当該装置はその所有者に管理責任があり、当該装置に係る給水装置工事を施行する指定給水装置工事事業者は、必要に応じて製造者等とも連携し、所有者および使用者に対して、当該装置の設置場所、非常時の使用方法、維持管理・点検方法、水質の確認方法、および当該装置と受水槽との異なる点等、管理に関する事項を周知徹底すること。
- ④ 当該装置の保守点検、清掃、消毒、再塗装等については、その施行により当該

装置内部の汚染のおそれがあるため、指定給水装置工事事業者が給水装置工事 として施行するものであり、必要に応じて、指定給水装置工事事業者が選任し た給水装置工事主任技術者の指導・監督の下、保守点検、清掃、消毒、再塗装 等に従事する者が行い、構造材質基準に適合すべきものであること。

(参考)

非常用貯水槽と受水槽



第 3 部

1. 給水装置の構造および材質

水道事業者は、当該水道によつて水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質 が政令で定める基準に適合していないときは、供給規程の定めるところにより、そ の者の給水契約の申込を拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまで の間その者に対する給水を停止することができる。(水道法第16条)

(1) 給水装置の構造および材質の法的基準(水道法施行令第6条)

- ① 配水管への取付口の位置は、他の給水装置の取付口から三十センチメートル 以上離れていること。
- ② 配水管への取付口における給水管の口径は、当該給水装置による水の使用量に比し、著しく過大でないこと。
- ③ 配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプに直接連絡されていないこと。
- ④ 水圧, 土圧その他の荷重に対して充分な耐力を有し, かつ水が汚染され, 又は漏れるおそれがないものであること。
- ⑤ 凍結,破壊,浸食等を防止するための適当な措置が講ぜられていること。
- ⑥ 当該給水装置以外の水管その他の設備に直接連結されていないこと。
- ⑦ 水槽,プール,流しその他水を入れ,又は受ける器具,施設等に給水する給水 装置にあつては,水の逆流を防止するための適当な措置が講ぜられていること。
- ※ ④, ⑤, ⑦は給水停止条件となる。

(2) 性能基準7項目の解説

給水装置の構造および材質の基準に関する国土交通省令により個々の給水管および給水用具が満たすべき性能基準は、次の7項目となる。

	<u> </u>
基準項目	解説
①耐圧性能	水道の水圧により給水装置に水漏れ,破壊等が生じることを防止するためのもの。
②浸出性能	給水装置から金属等が浸出し、飲料に供される水が汚染されること を防止するもの。
③水撃限界性能	給水用具の止水機構が急閉止する際に生ずる水撃作用により,給水 装置に破壊等が生ずることを防止するためのもの。
④防食性能	酸、アルカリおよび漏えい電流による侵食を防止するもの。
⑤逆流防止性能	給水装置からの逆流により、水道水の汚染や公衆衛生上の問題が生ずることを防止するためのもの。
⑥耐寒性能	給水用具間の水が凍結し、給水用具に破壊等が生ずることを防止するためのもの。
⑦耐久性能	頻繁な作動を繰り返すうちに弁類が故障し、その結果給水装置の耐圧性、逆流防止等に支障が生ずることを防止するためのもの。

※ この性能基準に適合する給水装置工事材料は、すべて使用できる。しかし、性能 基準に適合しない給水装置工事材料を使用した場合は、給水拒否または給水停止の 要件となる。

2. 給水装置工事材料の性能基準の区分

7項目の性能基準は、すべての給水装置工事材料に一律に適用するものではなく、 性能基準ごとに、その確保が不可欠な材料に限定して適用するものである。

参考として次の表に性能基準ごとに適用する給水装置工事材料を示す。

性能基準	適用する給水装置工事材料
	すべての給水管および給水用具
耐圧性能	(最終の止水機構の流出側に設置されるものを除く)
	飲料に供される水に接触する可能性のある給水管および給水用具
	[適用対象の用具例]
	○給水管
	○末端給水用具以外の給水用具
	・継手類
	・バルブ類
浸出性能	・受水槽用ボールタップ
	・先止め式瞬間湯沸器および貯蔵湯沸器
	〇末端給水用具 八三甲、洪太三甲(20 kg)
	・台所用、洗面所用等の水栓
	・元止め式瞬間湯沸器および貯蔵湯沸器・浄水器、自動販売機、冷水器
	■ ・伊小碕、日勤販冗機、行小碕 ■ 銅合金を使用している給水用具などは、平成15年4月1日施行の鉛
	調音並を使用している船が用具などは、十成13年4月1日旭行の船
	水撃作用を生じるおそれのある給水用具であり、具体的には水栓、
	ボールタップ、電磁弁、元止め式瞬間湯沸器等がこれに該当する。
水擊限界性能	なお、水撃作用を生じるおそれがあり、この基準を満たしていない給
	水用具を設置する場合は、別途、水撃防止用具を設置するなどの措置を
	講じなければならない。
逆流防止性能	逆止弁,減圧式逆流防止器,逆流防止装置内蔵型の給水用具
	バキュームブレーカー,負圧破壊装置内蔵型の給水用具,吐水口空間
負圧破壊性能	により逆流を防止する構造の給水用具
	(ボールタップ付ロータンク, 自動販売機, 冷水器)
	凍結のおそれのある場所において設置される給水用具
┃ 耐寒性能	なお、凍結のおそれのある場所においてこの基準を満たしていない給
IM1ベン 下はC	水用具を設置する場合は、別途、断熱材で被覆するなどの凍結防止措置
	を講じなければならない。
耐久性能	減圧弁,逃し弁,逆止弁,空気弁,電磁弁等

3. 給水装置工事材料の性能基準適合品の証明方法

給水装置工事材料の性能基準適合の証明は、製造業者等が自らの責任において行 う自己認証が基本とされるが、第三者機関が製造業者等との契約により、認証する 第三者認証も有効とされている。

自己認証

- 製造業者は、自らの責任のもとで性能基準適合品を製造し、若しくは輸入することのみならず、性能基準適合品であることを証明する方法。
- この証明については、製造業者等が 自らまたは、製品試験機関等に委託し て得たデータ、作成した資料等により 行う。
- 具体例としては、
- 自社検査証印等の表示を製品等に行う。
- ・ 性能基準を満たす試験証明書および 製品品質の安定性を示す証明書を種類 ごとに指定給水装置工事事業者に提示 する。

等が考えられる。

○ 性能基準適合であることの証明方法 の基本となる。

第三者認証

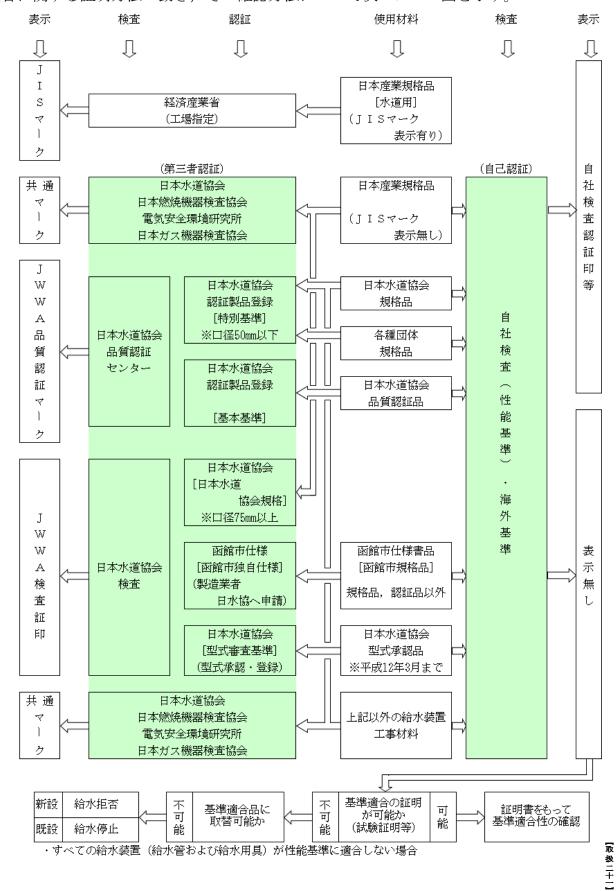
- 中立的な第三者機関が、製造業者等との契約により、製品試験、工場検査等を行い、基準に適合しているものについては基準適合品として登録し、認証製品であることを示すマークの表示を認める方法。
- これは製造業者等の希望に応じて, 任意に行われるものであり,義務付け られるものではない。
- 欧米諸国においては、一般的に実施 されている。

※ 性能基準適合品の確認方法

- ・国土交通省給水装置データーベースページ
- ・日本水道協会品質認証センター品質認証検索ページ

4. 給水装置工事材料の性能基準適合品の認証および確認方法

現時点における日本産業規格品,日本水道協会規格品等の各種材料の性能基準 適合に関する証明方法の動き、その確認方法について次のフロー図を示す。



5. 給水装置工事材料の性能基準適合品の表示

規格および仕様品以外の製品については、製品に求められているすべての性能基準の項目について基準を満たしている適合性の表示方法として、消費者や工事事業者が確認しやすい任意の方法で、製品、梱包材、説明書等に自ら自社検査証印および認証マークが表示される。

しかし、その表示行為はあくまでも製造業者の任意であることから、表示のない製品については性能基準適合性の証明ができる試験証明書等の提出により確認するものとする。

(1) 適合性の表示方法

適合性の表示方法(シールまたは印刷および打刻,鋳出し等)

	日本産業規格	日本水道協会 品質認証品	自己認証品	函館市仕様品
給水管および	IIC h	JWWA 品質認証マーク	自社検査証印	┱┅┉и∧ ∔△╶ ╁ ╌⋛┲ <i>∁⊓⋏</i> ╈
給水用具	JIS マーク	表示なし※	表示なし※	JWWA 検査証印等

※表示の有無は任意

(2) 日本水道協会品質認証センター(第三者認証機関)の品質認証マーク

日本水道協会品質認証センターで認証した製品は、品質認証マークとして基本基準適合品に表示するマークと特別基準適合品・技術的基準適合品に表示するマークに分別される。

基本基準適合品とは、水道法第16条に基づく給水装置の構造および材質に関する基準に適合した製品をいう。

特別基準適合品とは、基本基準に他の性能項目についての基準を付加した基準であって、品質認証センターが認めた規格であり、JWWA規格等が該当する。

技術的基準適合品とは、水道事業用の資機材や薬品が国土交通省令・環境省令で定める基準に適合したものをいう。

なお、JISマーク表示品については、品質認証センターでの認証はしないとされている。

品質認証マークは、シールまたは印刷のほか打刻、鋳出しまたは押印等で表示され、品質認証マーク種類および基本の形状・寸法は次のとおりである。

① 基本基準適合品に使用する認証マーク

ア シールまたは印刷による場合の基本の形状・寸法および色調



推奨色調(地色 青色, 文字 銀色)

イ 打刻, 鋳出しによる場合の種類および基本の形状・寸法

種類	刻印,ゴ	ム印,鋳出	し,印刷等
形状・寸法	$4\mathrm{mm}$	6 mm	9 mm
外枠・寸法	6 mm	8 mm	1 1 mm



② 特別基準適合品・技術的基準適合品に使用する認証マーク ア シールまたは印刷による場合の基本の形状・寸法および色調



イ 打刻、鋳出しによる場合の種類および基本の形状・寸法

種類	刻印,ゴ	ム印,鋳出	し,印刷等
形状・寸法	$4\mathrm{mm}$	6 mm	9 mm
外枠・寸法	6 mm	8 mm	1 1 mm



③ 記号の説明

米

日本水道協会記章

j WWA

Japan Water Works Association

寒

寒冷地仕様製品

共

一般 • 寒冷地用共用仕様製品

(3) 第三者認証機関の共通認証マーク







(財)日本燃焼器具検査協会





(財)電気安全環境研究所

(財)日本ガス機器検査協会

このマークは、第三者認証機関である以下の4機関の共通認証マークとして、製品に求められる「性能基準」(耐圧、浸出、水撃限界、逆流防止、負圧破壊、耐久、耐寒)に適合した製品に表示される。

認証機関名	住所	問合せ先
JWWA	〒102-0074	03 (3264) 2736
(社)日本水道協会	東京都千代田区九段南 4-8-9	品質認証センター
JHIA	〒247-0056	0467 (45) 6277
(財)日本燃焼器具検査協会	神奈川県鎌倉市大船 1751	検査部
JET	〒151-8545	03 (3466) 5183
(財)電気安全環境研究所	東京都渋谷区代々木 5-14-12	製品認証部
JIA	〒107-0052 東京都港区赤坂 1-4-10	03 (5570) 5990
(財)日本ガス機器検査協会	JIA ビル	認証技術部

なお、共通認証マークを使用していない第三者認証機関もあり、現在のところ下 記の1機関となっているが、今後、増える可能性もあることから、詳細については、 国土交通省給水装置データベース等を参考にすること。

認証機関名	住所	問合せ先
UL	〒516−0021	0596 (24) 6735
アンタ゛ーライタース゛・ラホ゛ラトリース゛・ インク	三重県伊勢市朝熊町 4383-326	㈱ユー・エル日本

(4) 自己認証品の基準適合証印

現行,自己認証を行っているメーカーは下記のとおりだが、今後,他の自己認証品の検査証印等が明らかになり次第登載する。

自己認証 メーカー名	TOTO 株式会社	タカラベルモント株式会社
認証ラベル	水道法適合 TOTO	水道法適合

第 4 部

1. 総則

(目的)

(1) この取扱いは、函館市水道事業給水条例(昭和34年3月12日函館市条例第3号)(以下、「条例」という。)の第8条第1項の規定および函館市水道事業給水条例施行規程(昭和38年函館市水道局規程第4号)(以下「施行規程」という。)の第14条の2に規定する函館市企業局指定給水装置工事事業者(以下、「指定事業者」という。)について、必要な事項を定め、給水装置工事の適正な施行を確保することを目的とする。

(用語の定義)

- (2) この取扱いにおいて用語の定義は次のとおりとする。
 - ① 「法」とは、水道法(昭和32年法律第177号)をいう。
 - ② 「政令」とは、水道法施行令(昭和32年政令第336号)をいう。
 - ③ 「施行規則」とは、水道法施行規則(昭和32年厚生省令第45号)をいう。
 - ④ 「管理者」とは、函館市公営企業管理者をいう。
 - ⑤ 「給水装置」とは、配水管から分岐して設けられた給水管およびこれに直結 する給水用具をいう。
 - ⑥ 「給水装置工事」とは、給水装置の新設、改造、修繕(施行規則第13条で 定める給水装置の軽微な変更を除く。)または撤去の工事をいう。
 - ⑦ 「主任技術者」とは、給水装置工事主任技術者をいう。

2. 指定給水装置工事事業者の指定等

(指定の申請)・・・・法第16条の2第1項,法第25条の2第2項、第25条 の3の2第4項

- (1) 条例第8条第1項の指定は、給水装置工事の事業を行う者の申請により行う。
- (2) 指定事業者の指定を受けようとする者は、施行規則に定められた様式第1による申請書に次の各号に掲げる事項を記載し、施行規程第14条の2の規定により、管理者に申請しなければならない。
 - ① 氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、その代表者の氏名
 - ② 給水装置工事の事業を行う事業所(以下「事業所」という。)の名称および 所在地ならびに、法第25条の4第1項の規定によりそれぞれの事業所におい て選任されることとなる主任技術者の氏名および当該主任技術者が交付を受け ている免状の交付番号
 - ③ 給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能および数
 - ④ その他国土交通省令で定める事項

(指定の基準)・・・・法第25条の3

- (3) 管理者は、指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、指定をしなければならない。
 - ① 事業所ごとに法第25条の4第1項の規定により主任技術者として選任されることとなる者を置く者であること。
 - ② 次に定める機械器具を有する者であること。
 - ア 金切りのこ、その他管の切断用の機械器具
 - イ やすり、パイプねじ切り器その他の加工用の機械器具
 - ウ トーチランプ、パイプレンチその他の接合用の機械器具
 - エ 水圧テストポンプ
 - ③ 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 心身の故障により給水装置工事の事業を適正に行うことができない者として 国土交通省令で定めるもの
 - イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ウ 水道法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受ける ことがなくなった日から2年を経過しない者
 - エ 指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者
 - オ その業務に関し不正または不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足 りる相当の理由がある者
 - カ 法人であって、その役員のうちにアからオまでのいずれかに該当する者が あるもの
- (4) 指定の申請書には、次の書類を添えなければならない。
 - ① 前項(3) ③のアからカまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する 書類
 - ② 法人にあっては定款または寄附行為および登記事項証明書,個人にあっては,その住民票の写し
- (5) 前項(4) ①に規定する書類は, 施行規則に定められた様式第2によるものとする。

(指定書の交付)

- (6) 管理者は、条例第8条第1項の指定を行ったときは、指定事業者に函館市企業局指定給水装置工事事業者指定書(第1号様式の3,以下「指定書」という。)を交付するものとする。
- (7) 指定事業者は、事業の廃止を届け出たときまたは指定の取り消しを受けたときは、指定書を管理者に返納しなければならない。
- (8) 指定事業者は、事業の休止を届け出たときまたは指定の停止を受けたときは、指定書を管理者に返納しなければならない。
- (9) 指定事業者は、指定書を汚損し、または紛失したときは、再交付を申請することができる。

(指定の有効期間)

(10) 指定事業者の指定の有効期間は、新規に指定を受けた者については、指定の日から起算して5年間とし、指定の更新を受けた者については、従前の指定の有効期間の翌日から起算して5年間とする。

(変更の届出等)・・・・法第25条の7

- (11) 指定事業者は、次の各号の一に掲げる事項に変更があったとき、または給水装置工事の事業を廃止し、休止し、もしくは再開したときは、次の各項に定めるところにより、その旨を管理者に届け出なければならない。
 - ① 氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、その代表者の氏名
 - ② 法人にあっては、役員の氏名
 - ③ 主任技術者の氏名または主任技術者が交付を受けた免状の交付番号
 - (12) 前項の規定により変更の届出をしようとする者は、変更のあった日から30日 以内に施行規則に定められた様式第10による届出書に次の書類を添えて管理者 に提出しなければならない。
 - ① 前項(10)①に掲げる事項の場合には、法人にあっては定款または寄附行為および登記事項証明書、個人にあっては住民票の写し
 - ② 前項(10)②に掲げる事項の場合には、施行規則に定められている様式第2による誓約する書類および登記事項証明書

(廃止等の届出)

(13) 法第25条の7の規定により事業の廃止、休止または再開の届出をしようとする者は、事業を廃止し、または休止したときは、当該廃止または休止の日から30日以内に、また事業を再開したときは、当該再開の日から10日以内に、施行規則に定められている様式第11による届出書を管理者に提出しなければならない。

(指定の取消し)・・・・法第25条の11

- (14) 管理者は、指定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、条例第8条第 1項の指定を取り消すことができる。
 - ① 法第25条の3第1項の指定の基準各号に適合しなくなったとき。
 - ② 法第25条の4第1項または第2項の規定に違反したとき。
 - ③ 法第25条の7の規定による届出をせず、または虚偽の届出をしたとき。
 - ④ 法第25条の8に規定する給水装置工事の事業の運営に関する基準に従った 適正な給水装置工事の事業の運営をすることができないと認められるとき。
 - ⑤ 法第25条の9の規定による管理者の求めに対し、正当な理由なくこれに応じないとき。
 - ⑥ 法第25条の10の規定による管理者の求めに対し、正当な理由なくこれに 応じず、または虚偽の報告もしくは資料の提出をしたとき。
 - ⑦ その施行する給水装置工事が水道施設の機能に傷害を与え、または与えるお それが大であるとき。
 - ⑧ 不正の手段により指定を受けたとき。

(指定の停止)

(15) 前項(14)各号に該当する場合において,指定事業者に特段の事情があるときは,管理者は,指定の取消しに替えて,6月を超えない期間を定め指定の効力を停止することができる。

(指定等の公示)・・・・・法第25条の3第2項,法第25条の11第2項

- (16) 次の各号に該当するときは、遅滞なくその旨を公示する。
 - ① 指定事業者を指定したとき。
 - ② 指定事業者から給水装置工事の事業の廃止、休止、または再開の届出があったとき。
 - ③ 指定事業者の指定を取り消したとき。
 - ④ 指定事業者の指定の効力を停止したとき。

3. 給水装置工事主任技術者

(主任技術者の職務等)・・・・法第25条の4第3項

- (1) 主任技術者は、次の各号に掲げる職務を誠実に行わなければならない。
 - ① 給水装置工事に関する技術上の管理
 - ② 給水装置工事に従事する者の技術上の指導監督
 - ③ 給水装置工事に係る給水装置の構造および材質が政令第5条に定める基準に 適合していることの確認
 - ④ 給水装置工事に関し、管理者と次に掲げる連絡または調整を行うこと。 ア 配水管から分岐して給水管を設ける工事を施行しようとする場合における 配水管の位置の確認に関する連絡調整
 - イ 給水装置工事に係る工法,工期その他工事の条件に関する連絡調整
 - ウ 給水装置工事を完了した旨の連絡
- (2) 給水装置工事に従事する者は、主任技術者がその職務として行う指導に従わなければならない。

(主任技術者の選任等)・・・・・法第25条の4第1項,第2項

- (3) 指定事業者は、条例第8条第1項の指定を受けた日から14日以内に、事業所ごとに、主任技術者を選任し、管理者に届け出なければならない。
- (4) 指定事業者は、その選任した主任技術者が欠けるに至ったときは、当該事由が 発生した日から14日以内に新たに主任技術者を選任し、管理者に届け出なけれ ばならない。
- (5) 指定事業者は、主任技術者を選任または解任したときは、施行規則に定められた様式第3による届出書により、遅滞なくその旨を管理者に届け出なければならない。
- (6) 指定事業者は、主任技術者の選任を行う場合において、選任しようとする者が同時に二以上の事業所の給水装置工事主任技術者を兼ねることとなるときには、

当該二以上の事業所の給水装置主任技術者となってもその職務を行うに当たって 支障がないことを確認しなければならない。

4. 指定給水装置工事事業者の義務

(事業の運営に関する基準等)・・・・・法第25条の8

- (1) 指定事業者は、法、政令、施行規則、条例、施行規程およびこの取扱ならびにこれらの規定に基づく管理者の指示を遵守し、誠実にその業務を行わなければならない。
- (2) 指定事業者は、次の各号に掲げる給水装置工事の事業の運営に関する基準に従い、適正な事業の運営に努めなければならない。
 - ① 給水装置工事ごとに、3. (3) 項の規定により選任した主任技術者のうちから、当該工事に関して3. (1)に掲げる職務を行う者を指名すること。
 - ② 配水管から分岐して給水管を設ける工事および給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管および他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、またはその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。
 - ③ 前号に掲げる工事を施行するときは、管理者の承認を受けた工法、工期その他工事上の条件に適合するよう当該工事を施行すること。
 - ④ 主任技術者およびその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行 技術の向上のために、研修の機会を確保するように努めること。
 - ⑤ 次に掲げる行為を行わないこと。
 - ア 政令第5条に規定する給水装置の構造および材質の基準に適合しない給水 装置を設置すること。
 - イ 給水管および給水用具の切断,加工,接合等に適さない機械器具を使用すること。
 - ⑥ 施行した給水装置工事ごとに,(2)①の規定により指名した主任技術者に, 次の各号に掲げる事項に関する記録を作成させ,当該記録をその作成の日から 3年間保存すること。
 - ア 施主の氏名または名称
 - イ 施行の場所
 - ウ 施行完了年月日
 - エ 給水装置工事主任技術者の氏名
 - オ しゅん工図
 - カ 給水装置工事に使用した給水管および給水用具に関する事項
 - キ 3. (1)③の確認の方法およびその結果
 - (注)②の技能を有する者とは、旧日水協北海道地方支部配管技工規程による配水管施工技能者ならびに(財)給水工事技 術振興財団の給水装置工事配管技能検定合格者(旧名称 給水装置工事配管技能者講習修了者)等をいう。
 - なお、耐震管(NS形等)の施工については、日水協の耐震継手配水管技能者に登録している者等をいう。

(設計審査および工事検査)・・・・・法第16条

- (3) 指定事業者は、設計審査を受けようとするときは、工事の施行前に次に掲げる 書類を提出しなければならない。
 - ① 給水装置工事申込書・・・・1部
 - ② 設計図····1部
 - ③ 設計材料書····1部
- (4) 指定事業者は、工事検査を受けようとするときは、工事完了後速やかに次に掲げる書類を提出しなければならない。
 - ① 給水装置工事検査申請書・・・・・1部
 - ② しゅん工図・・・・1部
 - ③ 使用材料書・・・・1部
 - ④ 水圧試験記録表・・・・・1部
- (5) 管理者は、前項に規定するもののほか、必要な書類の提出を求め、または前項に規定する書類の一部を省略させることがある。
- (6) 管理者は、指定事業者が施行した給水装置に関し、法第17条の給水装置の検査の必要があると認めるときは、当該給水装置に係る給水装置工事を施行した指定事業者に対し、当該工事に関し施行規則第36条第1号により指名された主任技術者または当該工事を施行した事業所に係るその他の主任技術者の立会いを求めることができる。
- (7) 管理者は、指定事業者が給水装置の修繕をしたときは、設計審査および工事検査の書類を省略し、修繕工事報告書を提出させることができる。

(報告または資料の提出)・・・・法第25条の10

(8) 管理者は、指定事業者が施行した給水装置工事に関し、当該指定事業者に対し、 必要な報告または資料の提出を求めることができる。

5. 指定給水装置工事事業者の違反行為に係る事務処理

- (1) 函館市企業局指定給水装置工事事業者の違反行為に係る事務処理要綱 (目的)
 - 第1条 この要綱は、指定給水装置工事事業者(以下「指定事業者」という。) の違反行為に係る事務処理に関し必要な事項を定め、違反行為を未然に防止 するとともに、違反行為に対し迅速かつ公正に措置を行い、適正な給水装置 工事の運営を推進することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、水道法(昭和32年法律第177号。 以下「法」という。)第3条および函館市水道事業給水条例(昭和34年函 館市条例第3号。以下「条例」という。)第3条で定めるところによる。

(違反行為)

- 第3条 水道事業の管理者(以下「管理者」という。)は、指定事業者および 給水装置工事主任技術者(以下「指定事業者等」という。)が別表の函館市 企業局指定給水装置工事事業者の違反行為に係る措置基準の違反項目に該当 する行為(以下「違反行為」という。)を行ったと認められるときは、その 情状に応じ、同表右欄に定める措置(過料を除く。)を行うことができる。
- 2 管理者は、指定事業者等が前項の違反行為を行ったと認められる場合において、過料を科すことが適当であると認められるときは、市長にその処分を求めるものとする。

(違反行為の調査,報告等)

- 第4条 指定事業者等が違反行為を行った疑いがあると認められるときは、その違反行為に関する業務を所管する課長(以下「主管課長」という。)は、 事実の有無について調査しなければならない。
- 2 主管課長は、前項の調査の結果、当該指定事業者等が違反行為を行ったと 認められるときは、当該指定事業者等に対して、直ちに違反行為の是正およ び事情を説明するてん末書の提出を求めるとともに、当該調査の結果を基に 別記第1号様式による違反行為報告書を作成しなければならない。
- 3 主管課長は、違反行為報告書に当該違反行為を行った指定事業者等から提 出されたてん末書を添付して、速やかに主管部長へ報告し、その措置につい て協議しなければならない。ただし、てん末書が提出されない場合は、違反 行為報告書にその旨を付記して報告することができる。
- 4 主管課長は、第2項に規定する違反行為報告書を作成する場合において指定事業者等が不正な手段で給水を開始した箇所の使用者に対し、当該違反行為を行っていた期間に係る条例第28条で定める水道料金(臨時に水道を使用する場合の料金を除く。以下同じ。)の徴収が予想されるときは、料金担当課長と協議しなければならない。この場合、水道料金を徴収しようとするときは、違反行為報告書にその旨を記載しなければならない。
- 5 主管課長以外の関係課長は、指定事業者等が違反行為を行った疑いを発見したときは、主管課長にその旨を報告しなければならない。

(指定事業者等への処分等)

- 第5条 行政処分として指定事業者に対して行う措置は、函館市水道事業給水 条例施行規程(昭和38年函館市水道局規程第4号)第14条の4の規定に 基づく指定の取消しまたは指定の効力の停止(以下「取消等処分」という。) とする。
- 2 給水装置工事主任技術者が法第25条の5第3項に規定する措置の対象となると認めるときは、その旨を国土交通大臣及び環境大臣に報告するものとする。
- 3 軽微な違反行為と認めるときは、取消等処分または前項に規定する報告に 代えて、当該違反行為を行った指定事業者等に対し、文書警告を行うことが できる。
- 4 違反行為に満たないが注意の必要があると認めるときは、当該指定事業者等に対し、口頭注意を行うことができる。

(審查委員会)

第6条 管理者は、主管課長の報告および協議により取消等処分を行う必要が あると認めるときは、給水装置工事審査委員会(以下「審査委員会」という。) を開催することができる。

(意見陳述)

- 第7条 管理者は、審査委員会報告書が提出された場合において、取消等処分 をしようとするときは、当該処分の名あて人となるべき者に対し、次の各号 に定める意見陳述のための手続を執らなければならない。
 - (1) 指定の取消しに該当するとき 聴聞
 - (2) 指定の効力の停止に該当するとき 弁明の機会の付与
- 2 聴聞を実施するときは、聴聞通知書により通知するものとする。
- 3 聴聞は、総務担当課長が主宰し、終結したときは速やかに聴聞調書、および聴聞報告書を作成し、審査委員会へ提出する。
- 4 弁明の機会の付与をするときは、弁明書の提出を求めるものとする。
- 5 第1項から前項までの規定による意見陳述の手続きは、函館市行政手続条 例によるものとする。

(水道技術管理者等の意見)

第8条 審査委員会の委員長は、必要があると判断したときは審査委員会に水 道技術管理者その他委員以外の者の出席を求め、その意見または説明を求め ることができる。

(処分の通知および公示)

- 第9条 管理者は、取消等処分またはその他の措置を行ったときは、当該指定 事業者等に対して取消等処分にあっては、別記第4号様式によりその他の措 置にあっては、別記第5号様式により遅滞なく通知するものとする。
- 2 管理者は、前項の取消等処分を行うときは、遅滞なくその旨を公示するものとする。

(費用の請求)

第10条 法令等に基づく管理者の指示に従わない場合で、市に損害を与える おそれがあると認められるときは、管理者が指定事業者等に代わって是正し、 これに係る費用について条例の定めるところにより、指定事業者等に請求す るものとする。

(委任)

第 11 条 この要綱の施行に関し必要な事項は,管理者が別に定める。

附則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附則

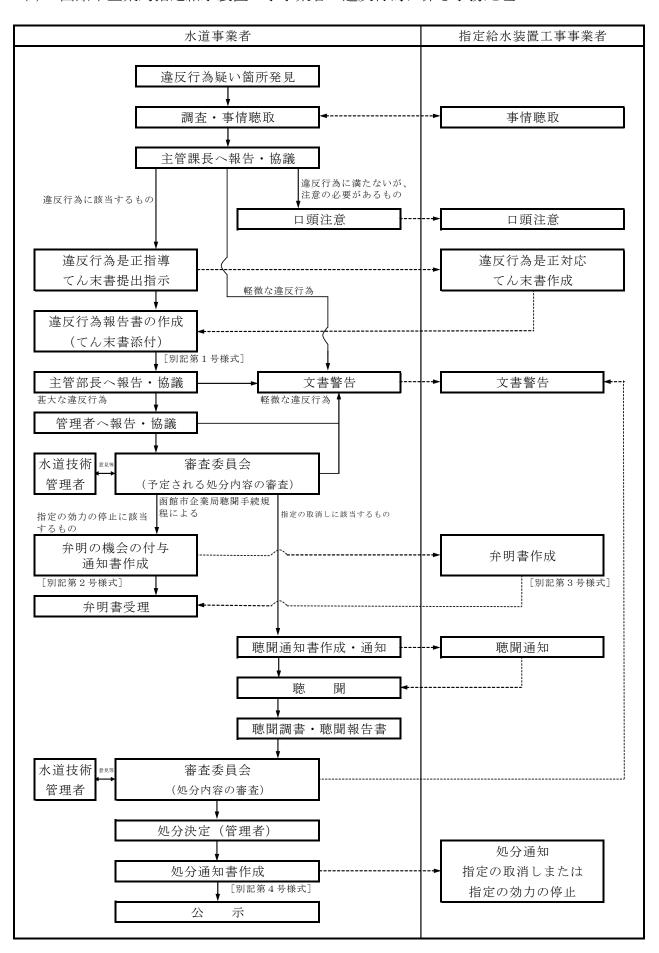
平成22年12月1日一部改正

附則

平成23年4月1日一部改正

附則

平成28年4月1日一部改正



(3) 函館市企業局指定給水装置工事事業者の違反行為に係る措置基準 (第3条関係)

(1) 水道法違反に対する措置 (行政処分に該当するもの)

fr/4−												11 8 7	\$ 5 1								
一	ДП											第十分佈	. F C C C								
长	文書警											市 市	7 H K								
鰛	しまたは				د							1447	文を書きる事品								
梊	指定の取消しまたは文書警告				指定の取消							初 化 巴 田 泊	11年の私付しまたは11年の約2007年40万以下もしくは文書警告								
	0				, 給水装置	十 交	定を受け		刑に処せ	ことがなく Jしたとき。	2年を経過しない者であ	- 大二十十十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十			4	// // kn		または被害を			
伱	HU LU		たとき。		しよこ	7) 7	き開始の決定		反して,	けること 判明した	経過しな	1 1 1 1 1	4	-7) #U	4 一十年,一十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	9 月 月 フ	たてな。	دا			
K	給水装置工事主任技術者を置かない。		なくなっ		身の故障	適正に行うことが出来ない者、ことが判明したとき。	带 網	たった。	道法に違	数行を吸るに アガ	ら2年を	*************************************		等をした	 	# 1 7 6	を死傷させた	傷者を出			
	主任技術		7		員が, 心	ことが田 したと &	は役員が,破産	ós 判明 し	員が, 水	たな思られる。	しの目か			の不正使用等	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	= A K	従業員を	公衆に死傷者を			
区	专置工事		で定める機械器具を有		ノくは役	Eに行う、 とが判明	~	NO	ノくは役	つり, ま ; 蚤過しない	その取消しの日から き。	アンドが目が	/	1 1/2	上华田 判 4	1000年11日	向り,	を怠り, 2	% 4U -V		
Ant11			で定める		表者もし	でん あるい。 あるい。	法者もし	がある。	法者もし	1行を終え、2年を終	r取り消され、そ が判明したとき	*	χν Ew	水道メー			(全管理を	全管理	:従わない	反行為	
刺	رب ا رژ		土交通省令		、または代	工事の事業者を, 通令定める者である!	本人または代表者	夏権を得な	、または代	られ,その執行を終わり,または刑の執行を受けるなった日から2年を経過しない者であることが判明なった日から3年を経過しない者であることが判明	定を取り消 ことが判明	† t 4 #	4くょんは124な行物をしたら	①無断通水,		《通路古书群型,	直工上の策	E工上の安 こたとき。	⑤文書警告に従わないと	⑥その他の違反行為	
×	事業所、	第21条	H	第20条	*	工令 m m	★	ト 編	★	らな。	結る	*	<u> </u>	<u> </u> #	(e	T (2)	(S) 関	単す。	(a)	[@]	
**	規則)	規則	無																	
4	施行規則	中	施行規則	中		+	-	ū		ζ	11	+	#								
条 法	Ø3	第1項第1号	03	第1項第2-	03	第1項第3号イ	Ø3	第1項第3号口	03	第1項第3号ハ	er er	?	5来5.5 第1項第3号ホ								
	第25条の3		第25条の3	無	第25条の3	第	第25条の3	無	第25条の3	第1	第25条の3	知って外色の	米27代								
《 公 文	>11	第1項第1号																			
根拠	第25条の11	無																			
通用	違反																				
· 」	指定要件違反																				

主任技術者選任等義務違反	第25条の11 第1項第2号	第25条の4 第1項,第2項	施行規則 第21条 第1項,第2項	指定を受けた日または選任した給水装置工事主任技術者が欠けるに至ったときから2週間以内に給水装置工事主任技術者を選任しないときまたは選任もしくは解任の届出をしないとき。	指定の取消しまたは指定の効力の停止6月以下もしくは文書警告
			第3項	給水装置工事主任技術者の選任において、選任しようとする者が 指定の同時に2以上の事業所を兼任することとなる場合、その職務に支障がないことを確認しないとき。	指定の効力の停止3月以下または文書警告
届出義務違反	第25条の11 第1項第3号	第25条の7	施行規則 第34条・35条	事業所の名称および所在地等の変更届けを提出しないときまたは 指定の 虚偽の届出をしたとき。	指定の取消しまたは文書警告
				事業の廃止, 休止, 再開の届出をしないときまたは虚偽の届出をしたとき。	
事業運営基準違 反	第25条の11 第1項第4号	第25条の8	施行規則 第36条第1号	給水装置工事ごとに給水装置工事主任技術者を指名しなかったと 指定の き。	指定の取消しまたは指定の効力の停止6月以下もしくは文書警告
			施行規則 第36条第2号	配水管から分岐して給水管を設ける工事および給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管および他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、またはその者に該当工事に従事する他の者を実施に監督させないとき。	
			施行規則 第36条第3号	管理者の承認を受けた工法, 工期その他工事上の条件に適合しない工事を施行したとき。	
			施行規則 第36条第4号	給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術向上のため に,研修の機会を確保しないとき。	
			施行規則 第36条第5号イ	水道法施行令第6条に規定する基準に適合しない給水装置を設置 したとき。(令第6条:給水装置の構造及び材質の基準)	

第25	第25条の11 第1項第4号	第25条の8	施行規則 第36条第5号口	給水管および給水用具の切断,加工,接合等に適さない機械器具を使用したとき。	
			施行規則 第36条第6号	指名した給水装置工事主任技術者に,施行した給水装置ごとに工事記録を作成させなかったとき。または,当該記録をその作成の日から3年間保存しなかったとき。	
第25条の11 第25条の9 第1項第5号		k09		給水装置の検査の際,管理者の求めに対し,正当な理由なく給水 指定の装置工事主任技術者を検査に立ち会わせないとき。 下もし	指定の取消しまたは指定の効力の停止6月以 下もしくは文書警告
第25条の11 第1項第6号				給水装置工事に関する報告または資料の提出の求めに対し、正当な理由なくこれに応じず、または虚偽の報告もしくは資料の提出をしたとき。	
第25条の11 第1項第7号				施行した給水装置工事が水道施設の機能に障害を与え,または与えるおそれが大きいとき。	
第25条の11				不正の手段により指定事業者として指定を受けたとき。 指定の取消	の取消し
第1項第8号					

【取 扱 二十四】

(2) 水道法違反に対する措置 (主任技術者に関するもの)

_							
	容	主任技術者免状の返納に係る国土交通大臣及び環境大臣への報告					
	\mathbb{K}	係る国土					
	凰	の返納にの報告					
	措	主任技術者免状の返納及び環境大臣への報告					
	+	主任技(及び環 ^動					
			。 も と	規定に ないと	る 場 き 合 。	り配を知るののであるの	
	绞	° W	監督を行わないと	第16条の窓を行わ	ようとす 行わない	公子 (((((((((((((((((((
			監督を入	(材質が) との確認	が 施行し 調整を	および、一番のできる。	
	\mathbb{K}	理を行た	上の指導	おおよりているい	る工事 する連絡	ける工事 での工事	。 も か
	区	育上の管	4の技術	置の画の一種の一種の一種の一種の一種の一種の一種の一種の一種の一種の一種の一種の一種の	章を設け 電認に関	くを かった マーター ター・マーター・ション・マード・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	きをした
	T T	する技術	事する者	る給水	イ給水僧 位置の4	イ, 米 () () () ()	了の連続
()	曹	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	工事に従事する者の技術上の指導	装置工事に係る給水装置の構造および材質が第16条の規定にく政令で定める基準に適合していることの確認を行わないとく政令で定める基準に適合していることの確認を行わないと	ら分岐し記水管の	3 公 な 日 な な な な な な な な な な な な な な を な を た を た	工事の完
0 0		給水装置工事に関する技術上の管理を行わないと	給水装置	発 を を が が の の を が の の の の の の の の り の り の り り り り り り り	配水管から分岐して給水管を設ける工事を施行しようとするにおける配水管の位置の確認に関する連絡調整を行わないと	配水管から分岐して、給水管を設ける工事および給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事に係る工法、工期その他工事上の条件を守らないとき。	給水装置工事の完了の連絡をしないと
\ \ \ !	×	· · ·	然	茶 型 40			
ユ ニ く	巛				施行規則 第23条第1号	施行規則 第23条第2号	施行規則 第23条第3号
1	令	пЪ	пр	nlo			
1	係 法	6の4 第3項第1号	ệの4 第3項第2号	6の4 第3項第3号	6の4 第3項第4号	6の4 第3項第4号	⊱ の4 第3項第4号
9 i	闔	第25条の4 第3項	第25条の4 第3項	第25条の4 第3項	第25条の4	第25条の4 第3項	第25条の4第3項
\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	条文	第3項	•	•	•	•	
<	根拠多	第25条の5					
Į - 1	E I						
	反 項	主任技術者の職務義務違反					
1	華	主任表務義義					

		【取扱十二】

(3) $\gtrsim 0$	(3) その他法令違反に対する措置	対する措置				
違反項目	根拠条文	関 係 法 令	条 文	違 反 内 容 措	置 内 容	
水の供給妨害	第51条 第1項第1号	刑法第147条 刑法第261条		水道施設を損壊し、その他水道施設の機能に障害を与えて水の供 告訴給を妨害したとき。		
	第51条 第1項第2号			みだりに水道施設を操作して水の供給を妨害したとき。		
通水違反		刑法第235条刑法第235条		承認を受けずに給水装置工事を施行し,かつ,計量不能の状態で 告訴または過料通水可能の状態にしたとき。	棒	
不迭行為		民法第709条		故意または過失により企業局に損害を与えたとき。 損害賠償請求す	損害賠償請求または訴えの提起	
使用者責任		民法第715条		被用者(雇用人等)が,使用者(雇主等)の業務執行の際に,本市に対して不迭行為を行い,損害を与えたとき。		
(4)条例	(4) 条例違反に対する措置	措置				
違反項目	根拠条文	関 係 法 令	条 文	違 反 内 容 措	置 内 容	
手数料納入義務違反	第40条 第1項第4号	第34条		詐欺その他の不正の行為により手数料の納入を免れようとしたと 過料きまたは免れたとき。 		

給水装置工事に係る取扱指針

発 行 函館市企業局上下水道部 〒040-0053 函館市末広町5番14号 TEL (0138) 27-8742 令和6年4月1日